

豊中市教育委員会表彰審査会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市教育委員会表彰規則（平成28年豊中市教育委員会規則第23号）第6条の規定に基づき設置する豊中市教育委員会表彰審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 2 委員長は、豊中市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の事務局長をもって充て、審査会の事務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた委員がその職務を代理する。
 - 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 事務局の次の職にある者
 - ア 教育政策監
 - イ 次長
 - ウ 教育総務課長
 - (2) 事務局の参事、課長若しくは主幹又は豊中市立中央公民館長のうちから委員長が指定する者
 - (3) 豊中市長部局の職員のうちから委員長が依頼する者

(審査会)

- 第3条 審査会は委員長が招集する。
- 2 委員長は、急施を要する案件で審査会を開催する暇がないと認めるときは、委員による持ち回り審査をすることができる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、教育総務課において処理する。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月19日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。